

## 助成要綱第3条（2）

### 社会福祉施設助成要領

社会福祉法人 奈良県共同募金会

奈良県共同募金助成要綱第3条（2）に規定する事業について、同要綱に規定する事項の他、本事業を円滑に実施するため必要な事項を次のとおり定める。

#### 1 目的

第1種・第2種社会福祉事業又は更生保護事業を行う団体の民間施設を維持し、入所者等の福祉の向上を図る施設整備事業及び地域福祉推進のための事業に対し支援を行うことを目的とする。

#### 2 助成対象施設要件

奈良県内に拠点を置く社会福祉法人又は更生保護法人が、奈良県内に施設を設置し、県内広域にわたり利用者の受け入れを行っており、次の要件を満たしていること。

- (1) 代表者の氏名及び事務所の所在地が明確であること。
- (2) 規約及び構成員名簿が整備されていること。
- (3) 適正な経理事務がおこなわれていること。
- (4) 事業の実施に必要な資金の確保が困難であること。
- (5) 有料老人ホーム、介護老人保健施設は除く
- (6) 事業開始後1ヵ年を経過しない施設は除く
- (7) 1法人1施設

#### 3 助成対象事業

- (1) 施設利用者の福祉の向上に資する施設整備事業
  - ア 施設の増改築、改修、改造等の工事費
  - イ 設備・備品の新規、更新、改善等の整備費
  - ウ 車両整備
- (2) 在宅福祉サービス等地域福祉推進のための事業
  - ア 研修費、機器・備品購入費、諸謝金、通信運搬費
  - イ その他本会が必要と認めた経費

#### 4 助成対象とならない事業

- (1) 国または地方公共団体が経営し、またはその責に属するとみなされる事業
- (2) 政党、宗教、組合等の関係者に限られている事業
- (3) その名称の如何に関わらず営利を目的とする事業
- (4) 公的、または民間助成をうけている事業

#### 5 助成対象事業費

3項の事業を実施するために必要な経費とする。但し、事業実施に際しての利用者負担等及び、

次の各号に該当する経費は対象外とする。

- (1) 事業目的以外の食糧費
- (2) 職員の人件費・旅費等
- (3) 施設の運営に要する費用

#### 6 助成対象事業の選定方針

- (1) 事業の必要性・緊急性・先駆性を考慮して助成対象を選定する。
- (2) 共同募金から過去に助成を受けていない施設を優先する。

#### 7 助成率及び助成限度額

助成率は助成対象事業費の4分の3以内(千円未満切り捨て)とし、助成額は150万円を限度とする。

#### 8 その他

この要領に定める事項の他、助成金交付に関する取り扱いについて必要な事項については、別に定める。

付則 この助成要領は、平成27年4月1日から施行する。

付則 この助成要領は、平成29年7月1日から施行する。